

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
	新たな地域での資源へのアクセス・利用支援			本人(被害者)が新たな地域で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所、市町村役場で利用できる支援についての情報を得て、具体的に利用できるように支援していくことは、本人のエンパワメント・権利主体としての尊重を具体化する支援内容として重要。	DVセンター・婦人相談所の被害者支援機能(石井2009:112-4);ケアパスウェイの権利擁護 (WHO 2013)
		新たな地域に転居した後に必要となる手続き、利用できる支援・資源の情報提供	新たな地域(支援センターや福祉事務所、市町村役場等)で行う必要のある手続きや、利用可能な制度・支援について、本人が理解および活用しやすい情報提供をしているか。(本人のニーズに合わせた、利用可能な制度・サービスのパンフレットや手続きの一覧表の配布等)		
		具体的な利用手続き支援	本人(被害者)の手続きコストの軽減と手続きの円滑化にむけて、自治体での複数手続きに関する一元的対応への調整、関係機関への同行支援・手続き担当者への紹介等、具体的な利用手続きの支援を積極的に行うことに、組織的に取り組んでいるか。		
		住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援	新しい地域で生活するにあたり、住民基本台帳の閲覧等の制限という対応を市町村にしてもらえることについて、分かりやすく情報提供し、必要に応じてその手続きがスムーズになされるための具体的な支援をしているか。		福祉施設入所中の被害者に、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援経験を尋ねたところ、「受けたことがある」16%。住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援を受けなかった者にその理由を尋ねると、25%が「受けられる支援があることを知らなかった」。今後受けたい支援について、32%の者が住民基本台帳の閲覧等の制限を挙げた(総務省2009:118)。
		証明書の発行	新たな地域で必要となる、医療保険、年金等の手続きに係る「証明書」を、迅速に発行しているか。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究	
	子どもの就学の支援					
		住民票を異動していない子どもの転校手続き	子どもの転出先、転校先や居住地等の情報を厳重に管理するため、教育委員会や市町村と連携して具体的な取り組みをしているか。			
		子どものニーズ把握と対応	新しい地域での就学にあたっての心配事や希望等について話を聞き、母親にフィードバックするとともに、可能な対応策を子どもや母親とともに(必要に応じて関係機関も交えて)検討しているか。			
	一時保護退所時のアセスメントと引き継ぎ				相談から一時保護、自立支援が「継ぎ目のないもの」となるためには、一時保護中に把握し得た情報がその後の支援に活用されるよう整理され、地域の支援機関に引き継がれることが必要。	戒能(2012) 提言3
		保護中～退所時のアセスメント	一時保護所の退所後の支援にかかわる関係機関が適切な支援を提供できるよう、本人および児童の一時保護中の状態について、面接や観察等から得られた情報にもとづき退所時点での本人・子どもの状態について評価し、示唆される今後の生活課題や支援ニーズ、留意点等について、記録としてまとめているか。			
		アセスメント結果の引き継ぎ資料としての活用	上記のアセスメント結果(記録)が、新しい地域の関係機関(市町村等)に引き継がれるような、情報伝達の仕組みを確保しているか。			
一時保護退所後の相談先・支援者の確保				縦割りの制度ごとの担当者ではなく、DV被害支援として一元的に相談対応する担当窓口・者への引き継ぎが、切れ目のない支援には重要。そうした担当者・窓口が現時点ではない場合、代替策を提示するとともに、そうした体制づくりの働きかけを積極的に進める必要がある。		
	一時保護退所後の相談先・支援者の確保	一時保護退所後の生活再建時に発生した困りごとの相談に乗ってくれる、DV被害に理解のある相談窓口・支援者を、本人(被害者)に分かりやすく紹介しているか。				

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究	
	中長期的な治療ケアへのつなぎ			WHO (2013)は中長期的ケアにもPTSD対応を位置づけ、DVIに理解のある保健医療専門家による認知行動療法等が推奨されている。DV環境に晒された子どものケアは一次予防(発生予防)の最重要課題という公衆衛生の知見をふまえた対応が必要。	WHO (2009; 2010; 2013); 戒能(2012) 提言3	
		本人(被害者)の中長期的ケアへのつなぎ	DVIについて理解のある保健医療の専門家によるメンタルケア・認知行動療法等につながるための具体的な支援を積極的に行っているか。			
			心理療法等のケアに一時保護退所後も継続的につながるための具体的対応をしているか(継続的ケアにむけた引き継ぎ調整、体制整備等)。			
		子どもの中長期的ケアへのつなぎ	一時保護退所後も続く影響・ダメージに対する認知・感情・行動面での効果を意図したケアに継続的につながるための具体的な取り組みをしているか(受け皿の確保、それらへの引き継ぎ等)。			
		母子関係のフォロー	一時保護後も継続して発生するDVの影響による母子関係のリスク等について、それを理解し受け止め支援する受け皿が、地域に確保されるために、婦人相談所から地域の社会資源・関係機関に具体的なはたらきかけ・取り組みを積極的に行っているか。			
	婦人保護施設への入所措置					婦人相談所の被害者支援機能(石井2009:114); 戒能(2012) 提言1.1)
		入所措置	婦人保護施設への入所が必要と思われる本人(被害者)について、施設についての情報提供を行い、意向を尊重して措置手続きを行っているか。			
		自立支援	入所後の利用者について、保護施設および本人とともに、状態のアセスメント・支援計画作成を行い、モニタリングによる支援計画の修正を行っているか。			
		婦人保護施設の受入体制・ケア整備	一時保護利用者の状態像をふまえた、施設入所後に求められる生活環境や日常のおよび専門的支援・ケアの内容について、婦人保護施設関係者と認識共有を図っているか。			
		婦人保護施設の活用	親族支援もなく複合的困難を抱える要保護者や、妊娠・出産期の要保護者への支援に活用できる社会資源として、積極的に活用している/活用できるよう施設関係者と施設のあり方について検討を進めているか。			

職場の安全・ 安心確保					石井(2009:110-1);手島(2013:317)
支援者のケア	担当者のメンタルケア	担当者のメンタルケアについて、管理者は具体的な組織的対応をしているか。	担当者の支援・メンタルヘルスケアの必要性を職場全体で共有し、担当者が一人で抱え込まないように組織として対応する。管理者立場にある者はとくに留意する。		
	担当者の孤立防止・ 負担軽減	スーパーバイズの制度化など、担当者の負担軽減・一人での抱え込み予防のための、業務進行管理上の具体的な対策があるか。	人員の増強やスーパーバイズの制度化など、相談員の負担削減のための対策がどの程度とられているかも、当該自治体の支援のレベルに影響を及ぼすことに留意。		
	警備体制				
	夜間の警備体制	警備員の配置等、夜間の安全が確保されているか。			
	警察による協力	緊急時の警察等への連絡・協力要請の方法について、組織内で、および、警察の職員と理解を共有するための具体的な取り組みをしているか。			
啓発					
地域での対応方法 の啓発			婦人保護事業の対象者に接触する可能性が高い地域の機関・関係者に、対象者の発見からその後の対応の流れ(婦人相談所との連携方法を含む)について理解してもらうことが、対象者の早期発見・早期対応にとり重要。そのための情報提供・啓発に積極的な役割を果たすことも重要。		DVセンターの被害者支援機能(石井2009:112-3);ケアパスウェイにおける一時的支援(初期対応)(WHO 2013)
	所内・DVセンター職員の啓発	組織内の職員(常勤、非常勤、職種を問わず)および管轄内のDVセンターに対し、本人(被害者)の置かれた状況についての共通理解を促し、二次的被害をなくすため、啓発及び研修を行っているか。			
	市町村の担当窓口の啓発	市町村の担当者に対し、本人(被害者)の発見からその後の対応における、婦人相談所を含む関係機関との連携方法について、分かりやすい情報提供・啓発を定期的実施しているか。			
	保健医療関係者の啓発	保健医療機関の関係者に、本人(被害者)の発見から初期対応、その後のケア・支援における、婦人相談所を含む関係機関との連携方法について、分かりやすい情報提供・啓発を定期的実施しているか。			
	警察関係者の啓発	警察関係者に、本人(被害者)への発見から初期対応、その後のケア・支援における、婦人相談所を含む関係機関との連携方法について、分かりやすい情報提供・啓発を定期的実施しているか。			

参考資料 3 保護支援業務の特徴

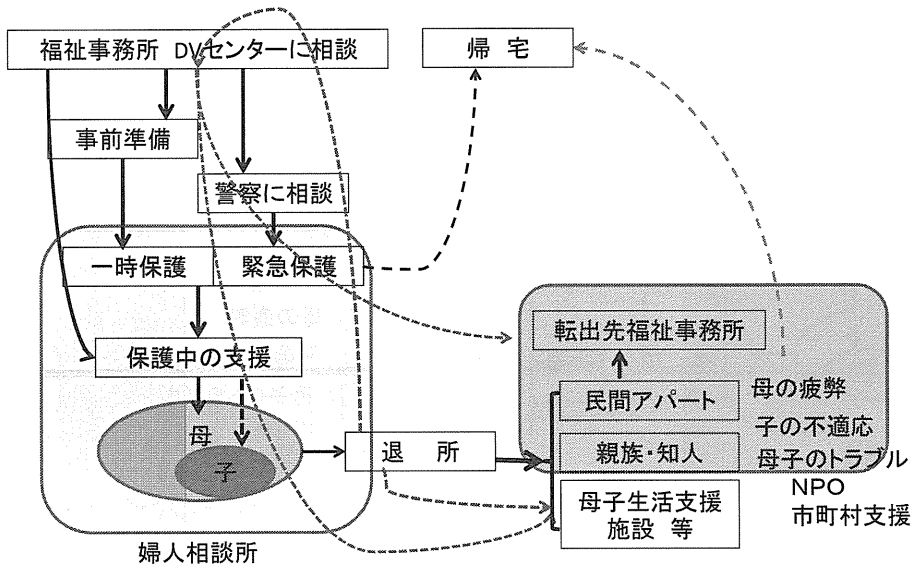
ケースの属性	ケースの特徴(年齢、健康状態等)	生活課題	一時保護の対応	保護前後の支援者	退所後の支援(関係機関への引継ぎ、婦人相談員のかかり)
外国籍	<ul style="list-style-type: none"> ・30代が多い ・60歳以上は少ない ・婚姻歴は日本人と変わらない ・同伴児の有無は日本人と変わらない ・四大卒以上の高学歴者の割合が高い ・健康上の問題はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の課題は日本人より少ない ・借金・債務の課題は日本人より少ない ・精神的課題は日本人より少ない ・人身取引被害は実数は少ないが日本人より多い ・把握される課題数は日本人より少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前は警察関係や市町村の児童家庭・母子担当に相談している ・一時保護の理由はDVが多クDV以外の暴力はない ・一時保護の場所は委託先(母子生活支援施設・民間シェルター)が多い ・心理的対応はあまり行われていない ・法的対応の実施状況は日本人と変わらない 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・友人知人の割合が高い ・支援者がいい割合が高い ・民間支援団体・民間シェルターへの支援を受けているものもある <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・親族の支援は日本人より少ない ・入所先施設や教育関係の支援が増えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所が多い ・母子生活支援施設やその他への退所が多い ・実家等への帰郷は少ない ・婦人保護施設への退所はない ・退所以降の婦人相談員のかかりは日本人の場合と変わらない ・日本人の場合と同様に、警察関係や市町村の児童家庭・母子担当への引継ぎが多い
未成年	<ul style="list-style-type: none"> ・3分の1は18歳未満 ・4分の3は配偶者がいない ・中卒者が多い ・服薬しているものや精神科の通院・受診歴があるものは少ない ・妊娠中のものが約2割いる 	<ul style="list-style-type: none"> ・6割以上が過去に社会福祉施設や制度を利用している ・児童相談所一時保護の入所や児童福祉施設の入所などの利用歴がある ・4分の3は保護前に暴力被害経験を持っているが、成人に比べて少ない ・とくに1年以内の暴力被害は少ない ・夫との関係に関する課題は少ない ・親族との関係に関する課題(支援拒否や親からの暴力虐待)が多い ・帰住先なしが多い ・妊娠・出産と売春強要は実数は少ないが成人よりも多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前は警察関係に相談している ・児童相談所や保健所・保健センターへの相談も比較的多い ・市町村の児童家庭・母子担当への相談は少ない ・一時保護の理由は、住居問題・帰住先なしや、DV以外の暴力、その他が多い ・委託先での一時保護はほとんど行われていない ・心理判定、知能検査、心理士の心理カウンセリングなどの心理的対応が、成人の場合よりも実施されている 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の割合が高い ・教育関係や入所施設が成人より多い <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・成人と同様に、親族や市町村の児童家庭・母子担当が多い ・警察関係は成人よりも少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所は少ない ・婦人保護施設への退所が多い ・実家等への帰郷や帰宅は成人と変わらない ・母子生活支援施設への退所はない ・退所以降の婦人相談員のかかりは成人よりやや低いけどほとんど差はない ・親族や児童相談所、医療機関への引継ぎが多い ・警察関係や市町村の児童家庭・母子担当への引継ぎは成人より少ない
妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・20代・30代が多い ・とくに未成年と20代が、妊婦以外のケースより多い ・婚姻関係があるのは4割強 ・4割強は同伴児がいる ・服薬しているものは少ない ・中卒者が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・4割が過去に社会福祉施設や制度を利用している ・児童相談所一時保護の入所や児童福祉施設の入所などの利用歴がある ・1年以内の身体暴力被害は妊婦でないケースよりも少ない ・妊娠・出産の問題が最も多い ・親族との関係(支援拒否や親からの暴力虐待)が多い ・借金・債務の問題が多い ・住宅の問題(帰住先なしや家賃滞納・立退き)が多い ・数は少ないが夫等が暴力・犯罪と関係があるものがある ・把握される課題数は妊婦でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前は警察関係や市町村の児童家庭・母子担当に相談している ・保健所・保健センターや医療機関への相談はほとんどない ・一時保護の理由はDVが多クだが、妊婦以外のケースより少ない ・住居問題・帰住先なしが多い ・一時保護の場所について、妊婦以外のケースとの違いはない ・心理判定と知能検査の実施が妊婦でないケースより多い ・法的対応の実施状況は妊婦でないケースと変わらない 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦でないケースと同様に、親族や市町村の児童家庭・母子担当、警察関係、友人知人の割合が高い ・保健所・保健センターや入所施設が妊婦でないケースより多い <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦でないケースと同様に、親族や市町村の児童家庭・母子担当が多い ・友人知人、当該婦人相談所、保健所・保健センター、医療機関が、妊婦でないケースよりも多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所は少ない ・退所先の種別は妊婦でないケースと変わらない ・実家等への帰郷が多い ・退所以降の婦人相談員のかかりは妊婦でないケースと変わらない ・当該婦人相談所、保健所・保健センター、医療機関、入所先施設は、妊婦以外のケースよりも引継ぎが多い
同伴児あり	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍が1割弱いる ・20～40代が中心で、未成年と50代以上は少ない ・4分の3は婚姻関係があり、内縁関係や配偶者のいないものは少ない ・健康上の問題は少なく、とくに精神面の問題がある人は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に社会福祉施設や制度を利用している割合は低い ・ほとんどが保護前に暴力虐待被害を受けている ・とくに1年以内の暴力被害経験(身体的、精神的、性的)が多い ・身体的暴力被害は1年以上前からのものが多い ・夫関係の課題(離婚問題、夫からの暴力、夫から子供への虐待・暴力)が多い ・子ども関係の課題(養育問題、子どもの障害)が多い ・借金・債務の課題も多い ・夫以外の暴力は少ない ・同伴児が身体的・精神的虐待・暴力やネグレクト被害を受けている割合が高い ・把握される課題数は同伴児がいないケースより多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前の相談機関は警察関係が最も多ク、同伴児のいないケースよりは少ない ・市町村の児童家庭・母子担当への相談が多い ・一時保護の理由はほとんどがDV ・同伴児のいないケースよりも委託先での一時保護の割合が高い ・知能検査の実施や、精神科受診の割合は低い ・弁護士への相談、離婚の法的手続きの開始、保護命令申立てなどの法的対応の実施の割合は高い ・児童相談所への通告が1割程度ある ・同伴児に対する心理的対応はほとんどされていないが、心理士の心理カウンセリングや、心理士・医師以外による相談対応を実施しているところもある 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・親族や市町村の児童家庭・母子担当、警察関係が多い ・同伴児がいないケースに比べて、親族、他の配偶者暴力相談支援センター(市)、児童相談所、市町村の児童家庭・母子担当、教育関係が多い ・市町村の生活保護担当、医療機関は少なく、支援者がいい割合も低い ・同伴児がいないケースよりも支援者数は多い <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・同伴児がいないケースに比べて、市町村の児童家庭・母子担当、警察関係、児童相談所、保健所・保健センター、教育関係、法務関係、入所先施設、県の保健・福祉事務所が多い ・医療機関は少ない ・同伴児がいないケースよりも支援者数は多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所が、同伴児がいないケースよりも多い ・退所先の種別は実家等への帰郷、母子生活支援施設が多い ・生活保護でのアパート設定、婦人保護施設は、同伴児がいないケースより少ない ・退所以降の婦人相談員のかかりは同伴児がいないケースより多い ・市町村の児童家庭・母子担当、児童相談所、教育関係、法務関係、入所先施設への引継ぎが、同伴児がいないケースより多い ・友人知人、市町村の生活保護担当、市町村の母子と生活保護以外の福祉主幹課、医療機関への引継ぎは少ない ・同伴児がいないケースよりも引継ぎ機関の数は多い
単身者	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍が1割弱いる ・年齢は各年代に分散しているが、未成年と60歳以上が単身以外のケースに比べて多い ・健康上の問題がない人の割合が単身以外のケースより高い ・身体障害者手帳や療育手帳の所持者が、単身以外のケースより多い ・精神疾患・人格障害疑いが、単身以外のケースより多い ・保護前の現住所が都道府県外である割合がやや高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・4割が過去に社会福祉施設や制度を利用しており、単身以外と比べて多い ・児童相談所一時保護の入所や児童福祉施設の入所などの利用歴がある ・7割強が保護前に暴力虐待被害を受けているが、単身以外と比べると少ない ・とくに身体的暴力・精神的暴力の被害経験は相対的に少ない ・夫関係の課題や子ども関係の課題は少ない ・夫以外(子供、親、親族、その他の者)からの暴力や、親族からの支援拒否、男女関係のこじれ、近隣・知人とのトラブル、生活困窮、住宅問題(帰住先なし、家賃滞納・立退き等)、売春強要など、課題が多岐にわたる 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前の相談機関は、単身以外のケースと同様に、警察関係が多い ・実数は少ないが、他の配偶者暴力相談支援センター(市)への相談がある ・一時保護の理由は住居問題・帰住先なしとDV以外の暴力が多ク、DVが少ない ・委託先での一時保護の割合は低い ・一時保護の期間は単身以外のケースより長い ・心理判定、知能検査の実施の割合が単身以外のケースより高い ・法的対応は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・親族や警察関係が多い ・単身以外のケースに比べて、医療機関、入所施設、その他が多い ・市町村の児童家庭・母子担当は少ない <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・単身以外のケースに比べて、医療機関が多ク、支援者がいい割合も高い ・親族、退所先の配偶者暴力相談支援センター(市)、警察関係、児童相談所、市町村の児童家庭・母子担当、教育関係、法務関係は少ない ・単身以外のケースよりも支援者数は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所は少ない ・退所先の種別は生活保護でのアパート設定、婦人保護施設が多い ・婦人保護施設、障害福祉施設、その他福祉施設は単身以外のケースより多い ・実家等への帰郷は少なく、母子生活支援施設への退所はない ・退所以降の婦人相談員のかかりは単身以外のケースより少ない ・市町村の生活保護担当、市町村の母子と生活保護以外の福祉主幹課、医療機関への引継ぎが、単身以外のケースより多い ・警察関係、市町村の児童家庭・母子担当への引継ぎは少ない ・単身以外のケースよりも引継ぎ機関の数は少ない

保護の理由	ケースの特徴(年齢、健康状態等)	生活課題	一時保護の対応	保護前後の支援者	退所後の支援(関係機関への引継ぎ・婦人相談員のかかわり)
DV	<ul style="list-style-type: none"> ・20～40代が中心で、とくに30代が多く、未成年と60歳以上は少ない ・婚姻関係のあるものが7割、内縁関係のあるものが2割と多い ・6割が同伴児を連れており、DV以外を理由とするケースよりも多い ・健康上の問題は少なく、とくに精神面の問題がある人は少ない ・依頼時に外傷・骨折打撲等がある割合が高い ・学歴は「短大卒」が、DV以外を理由とするよりも多い ・職業があるものが、DV以外を理由とするよりも多い ・一時保護前の現住所は都道府県内が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に社会福祉施設や制度を利用している割合は低い ・ほとんどが保護前に暴力虐待被害を受けている ・暴力の種類(身体的、精神的、経済的、性的)や時期(1年以内、1年以上前)を問わず、暴力虐待被害が多い ・夫からの暴力を受けているのは9割以上と多く、このほかにも夫関係の課題(離婚問題、夫から子供への虐待・暴力、夫等のアルコール・薬物依存)が多い ・外傷も多い ・夫以外からの暴力や親族からの支援拒否、生活困窮、求職、妊娠・出産、精神的問題、住宅関係の課題、性的問題は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前の相談機関は警察関係や市町村の児童家庭・母子担当が多く、とくに警察関係はDV以外を理由とするケースよりも多い ・DV以外を理由とするケースよりも委託先での一時保護の割合が高い ・民間シェルターへの委託がDV以外を理由とするケースよりも多い ・心理的対応を行っている割合は低い ・弁護士への相談、離婚の法的手続きの開始、保護命令申立てなどの法的対応の実施の割合は高い 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・親族や警察関係、市町村の児童家庭・母子担当、友人知人が多い ・DV以外を理由とするケースに比べて、親族、他の配暴センター(市)、警察関係、市町村の児童家庭・母子担当が多い ・市町村の生活保護担当、医療機関、入所施設は少ない ・DV以外を理由とするケースよりも支援者数は多い <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・警察関係、親族、市町村の児童家庭・母子担当が多い ・民生委員・主任児童委員、退所先の配暴センター(市)、市町村の人権・男女主管課、教育関係、法務関係、民間団体・民間シェルター、県の保健福祉事務所も、DV以外のケースと比べて多い ・市町村の生活保護担当や医療機関は、DV以外のケースより少ない ・DV以外を理由とするケースよりも支援者数は多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所が多い、DV以外を理由とするケースよりも多い ・退所先の種別は、実家等への帰郷、母子生活支援施設が多い ・婦人保護施設、障害福祉施設、生活保護施設、その他の施設、入院は、DV以外のケースより少ない ・退所以降の婦人相談員のかかわりはDV以外のケースよりも多い ・警察関係、市町村の児童家庭・母子担当、教育関係、民間支援団体、民間シェルターへの引継ぎが、DV以外のケースよりも多い ・友人知人、市町村の生活保護担当、医療機関への引継ぎは少ない ・引継ぎ機関の数は他のケースと同程度
DV以外の暴力	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍はいない ・60歳以上が多い ・18～19歳も他のケースよりも多い ・30代は他のケースより少ない ・9割弱が内縁を含め婚姻関係がなく、他のケースよりその割合が高い ・同伴児を連れてきたケースは少ない ・身体障害者手帳を所持している割合が他のケースよりも多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・約4割が過去に社会福祉施設や制度を利用しており、他のケースよりも多い ・ほとんどが保護前に暴力虐待被害を受けているが他のケースと同程度である ・一年以上前の身体的暴力は少ない ・生活困窮と夫以外からの暴力が多く、とくに夫以外からの暴力が他のケースよりも多い ・夫関係の課題や親族からの支援拒否は少ない ・把握される生活課題の数は、他のケースよりも少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前の相談機関は、他のケースと同様に警察関係が多い ・市町村の児童家庭・母子担当は少ない ・一時保護の期間は、2日間までのものが他のケースよりも多い ・心理的対応は他のケースと違いがない ・弁護士への相談、離婚の法的手続きの開始、保護命令申立てなどの法的対応の実施の割合は低い 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者の状況は他のケースとほとんど変わらないが全般的にやや少ない ・支援者がいないものの割合が高い <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・警察関係、親族等は、他のケースと同様に多い ・退所先の配暴センター(市)、市町村の母子と生活保護以外の福祉主幹課が、他のケースよりも多い ・支援者がいないものの割合も他のケースより高い ・市町村の児童家庭・母子担当は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所は少ない ・退所先の種別は、他のケースと同様に、帰宅(加害者なし・加害者あり)、実家等への帰郷、生活保護によるアパート設定が多い ・障害福祉施設、その他の福祉施設が、他のケースよりも多い ・母子生活支援施設、実家等への帰郷は、他のケースより少ない ・退所以降の婦人相談員のかかわりは他のケースと変わらない ・市町村の母子と生活保護以外の福祉主幹課への引継ぎが、他のケースよりも多い ・市町村の児童家庭・母子担当への引継ぎは少ない ・どの機関・者にも直接引継ぎがない割合が高い
住居問題・居所なし	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢は各年代に分散しているが、未成年が他のケースよりも多い ・婚姻関係がないものが多い ・同伴児を連れていないものが多い ・健康状態に何らかの問題を持っている人が多い ・精神疾患・人格障害疑い、知的障害疑い、妊娠中が多い ・依頼時の外傷・骨折打撲等は少ない ・学歴は、中卒の割合が高い ・短大卒は少ない ・職業は無職が多い ・保護前の現住所が都道府県外である割合が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・約半数が過去に社会福祉施設や制度を利用しており、他のケースと比べて多い ・婦人保護施設・一時保護の入所、児童相談所の一時保護所の入所が多い ・生活保護受給も、他のケースよりも多い ・保護前に暴力虐待被害を受けていたのは4割弱で、他のケースよりも少ない ・暴力の種類や時期を問わず全般的に他のケースより少ない ・帰宅先なしが多い ・親族からの支援拒否、経済関係(生活困窮、求職)、保健医療関係(妊娠・出産、清潔、精神的問題)、住宅(帰宅先なし、家賃滞納・立退き)、性的問題行動が他のケースよりも多い ・夫関係の課題や夫以外の親族からの暴力、外傷に関する問題は少ない ・把握される生活課題の数は、他のケースよりも多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前の相談機関は、他のケースと比べて警察関係が少ない ・市町村の生活保護担当や児童家庭・母子担当が多い ・実数は少ないが、保健所・保健福祉センターの割合が他のケースより高い ・委託先での一時保護の割合は低い ・心理判定、知能検査の実施や、精神科受診の割合が他のケースより高い ・法的対応は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の生活保護担当、医療機関が、他のケースよりも多い ・親族、警察関係は、他のケースより少ない <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の生活保護担当、医療機関が、他のケースよりも多い ・親族、退所先の配暴センター(市)、警察関係、市町村の児童福祉・母子担当、市町村の人権・男女主管課、教育関係、法務関係、民間支援団体・民間シェルターは、他のケースより少ない ・他のケースよりも支援者数は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所は他のケースと同じ傾向 ・退所先の種別は、生活保護でのアパート設定が多い ・婦人保護施設、生活保護施設、生活保護でのアパート設定、入院は他のケースよりも多い ・母子生活支援施設、生活保護のないアパート設定、帰宅(加害者あり)への退所は少ない ・退所以降の婦人相談員のかかわりは他のケースと同程度 ・友人知人、市町村の生活保護担当、医療機関への引継ぎが、他のケースよりも多い ・警察関係、市町村の児童家庭・母子担当、教育関係、民間支援団体・民間シェルターへの引継ぎは少ない ・引継ぎ機関の数は他のケースと同程度
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年が他のケースよりも多い ・婚姻関係がないものが多く、内縁関係はまったくない ・精神障害者手帳の所持者や精神科通院・受診歴のあるものが、他のケースよりも多い ・学歴は、四大卒が他のケースよりも多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に社会福祉施設や制度を利用していた割合は、他のケースと変わらない ・保護前に暴力虐待被害を受けていたのは6割弱で、他のケースよりも少ない ・1年以内の身体的暴力と1年以内の精神的暴力は、他のケースよりも少ない ・売春強要が他のケースよりも多い ・親族との関係(支援拒否や暴力以外)や人身取引被害も、実数は少ないが他のケースよりも多い ・夫からの暴力や夫から子どもへの暴力、親族からの支援拒否は少ない ・把握される生活課題の数は、他のケースよりも多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前の相談機関は、他のケースと同様に、警察関係や市町村の児童家庭・母子担当が多い ・児童相談所が、他のケースよりも多い ・一時保護の期間は、2日間が、他のケースよりも多いが、平均では他のケースと同じ傾向 ・心理的対応は他のケースと同様 ・法的対応は、保護命令申立てが、他のケースより少ない 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> <ul style="list-style-type: none"> ・他のケースと同様に親族、警察関係、児童相談所、市町村の児童家庭・母子担当が多い <退所時> <ul style="list-style-type: none"> ・警察関係、市町村生活保護担当、教育関係は、他のケースより少ない ・他のケースよりも支援者数は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県外への退所は他のケースと同じ傾向 ・退所先の種別は、実家等への帰郷、帰宅(加害者あり)が多い ・とくに帰宅(加害者あり)は他のケースよりも多い ・退所以降の婦人相談員のかかわりは他のケースより低い ・他のケースと同様に、警察関係、市町村の児童家庭・母子担当などへの引継ぎが多い ・引継ぎ機関の数は他のケースと同程度

保護の経緯	ケースの特徴(年齢、健康状態等)	生活課題	一時保護の対応	保護前後の支援者	退所後への支援(関係機関への引継ぎ・婦人相談員のかかわり)
警察経由	<ul style="list-style-type: none"> ・同伴児を連れてきたものが、警察を経由しないケースより少ない ・依頼時に外傷・骨折打撲等があるものが、警察を経由しないケースより多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に社会福祉施設や制度を利用している割合は低い ・1年以内の身体的暴力を受けているものが多い ・1年以内の精神的暴力や1年以内の経済的暴力を受けている割合は、警察を経由しないケースより少ない ・経済関係の課題(生活困窮、求職)、妊娠・出産、帰住先なし、性的問題行動がある割合は、警察を経由しないケースより少ない ・把握される課題数は警察を経由しないケースより少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護前に相談した機関は、警察関係以外にはほとんどない ・一時保護の理由は、8割弱がDVであり、帰住先なしは少ない ・委託先での一時保護の割合は低い ・委託される場合は婦人保護施設が多い ・一時保護の期間は、1日と2日が、警察を経由しないケースより多い ・11～20日間は、警察を経由しないケースより少ない ・平均日数は、警察を経由しないケースより短い ・心理的対応には違いは見られない ・弁護士への相談、離婚の法的手続きの開始は、警察を経由しないケースより少ない 	<ul style="list-style-type: none"> <保護前> ・親族や警察関係が、警察を経由しないケースより多い ・市町村の児童家庭・母子担当や生活保護担当は、警察を経由しないケースより少ない ・他の配募センター(都道府県)、法務関係、入所施設も少ない ・警察を経由しないケースよりも支援者数は少ない <退所時> ・警察関係、親族が、警察を経由しないケースより多い ・市町村の児童家庭・母子担当や生活保護担当、入所先施設、保健所・保健センター、民間支援団体・民間シェルター、県の保健福祉事務所は、警察を経由しないケースより少ない ・警察を経由しないケースよりも支援者数は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・退所先の種別は、実家等への帰郷、帰宅(加害者あり、加害者なし)が、警察を経由しないケースより多い ・生活保護によるアパートの設定、母子生活支援施設、民間シェルターは、警察を経由しないケースより少ない ・退所以降の婦人相談員のかかわりに違いはない ・警察関係への引継ぎが、警察を経由しないケースより多い ・市町村の児童家庭・母子担当、入所先施設、民間支援団体・民間シェルターへの引継ぎが、警察を経由しないケースより少ない ・引継ぎ機関の数に違いはない

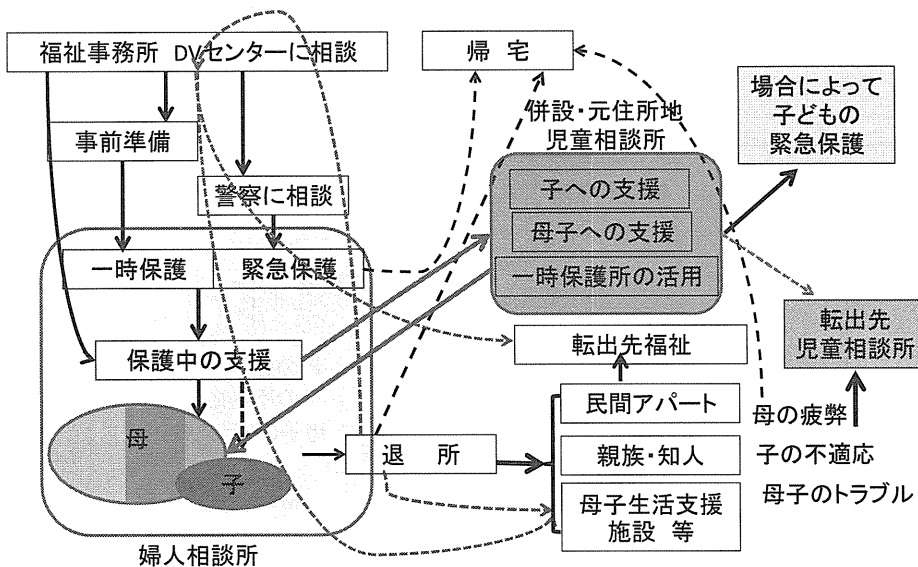
一般的な婦人相談所と児童福祉機関との連携における DV 離脱母子支援のパターン

都市型の保護のパターン 一時保護経由の離脱



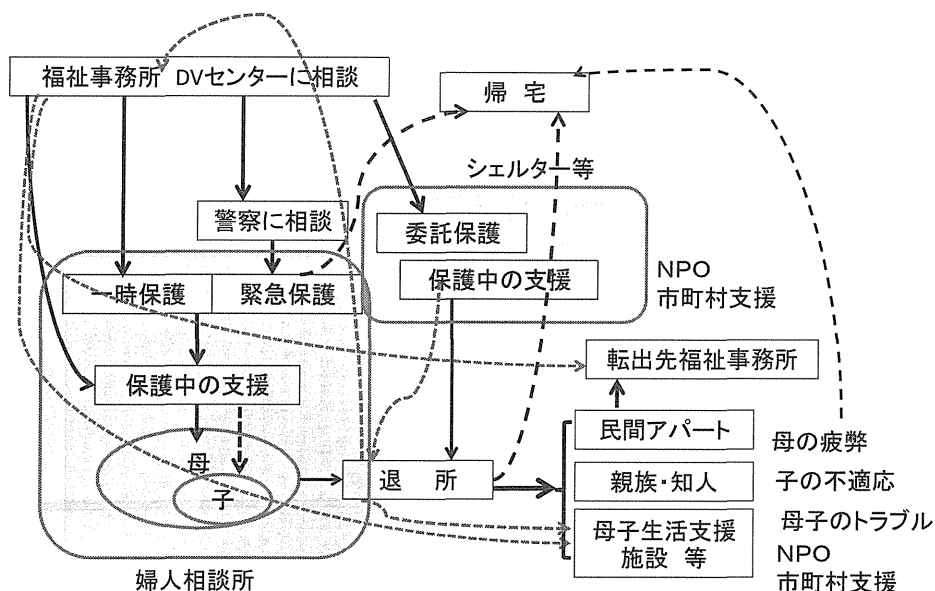
山本ほか（2014） 図 1. 都市型の DV 相談の一時保護からの離脱

都市型の保護のパターン 児童相談所との協働



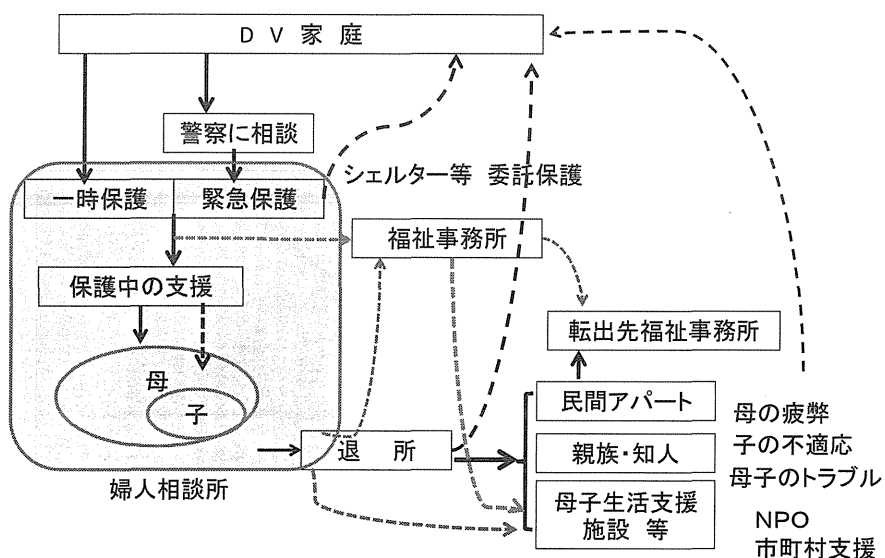
山本ほか（2014） 図 3. 都市型の DV 相談における婦人相談所と児童相談所の協働

地方・郡部の保護のパターン 1:分散型



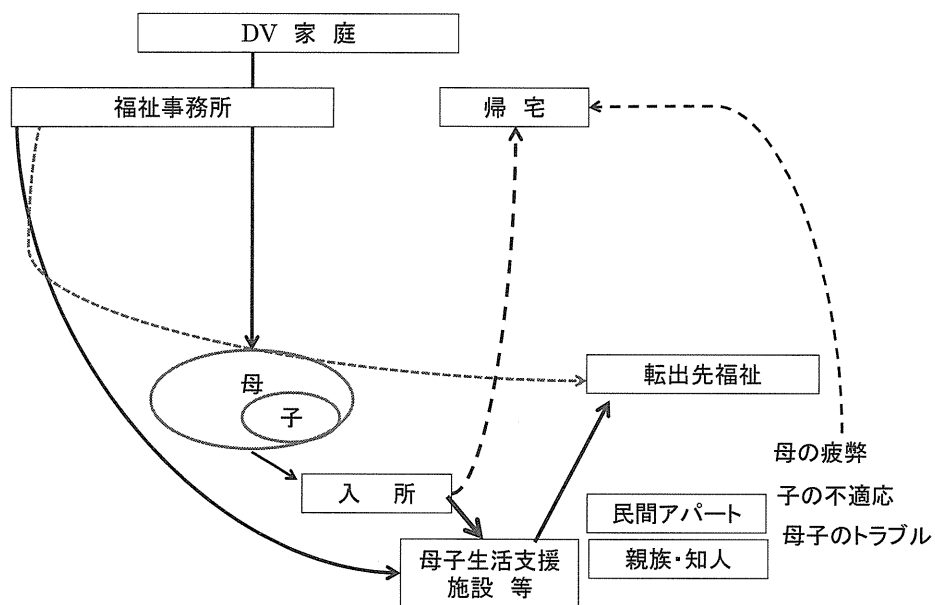
山本ほか(2014) 図4. 地方・郡部のDV相談における婦人相談所の保護のパターン 1. 分散型

地方・郡部の保護のパターン 2:いきなり型



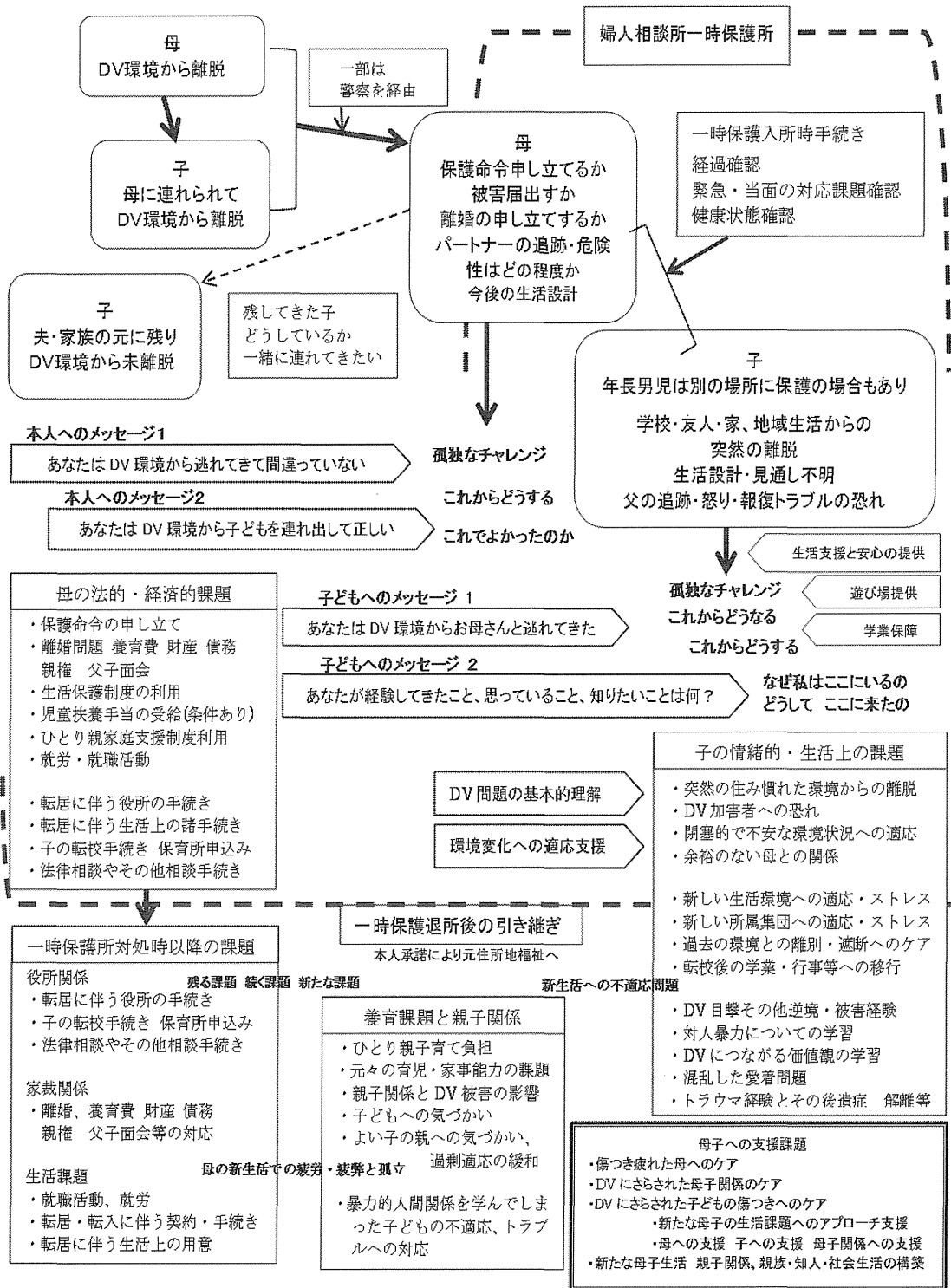
山本ほか(2014) 図5. 地方・郡部のDV相談における婦人相談所の保護のパターン 2. いきなり型

DV問題が背景に隠れたままのパターン



山本ほか（2014）図7. DVが背景に隠れたままの保護(施設入所措置)パターン

婦人相談所に一時保護されるDV被害母子 離脱後の支援の現状とニーズ 概要イメージ図



山本ほか (2013) 掲載の表より抜粋

DV 被害母子同伴児への支援における課題（支援専門担当者からの援助）	
1	子ども自身が経験した事実を話す
	<p>子どもは自分が体験したことは何でも話してよい。</p> <p>父親も母親もそのことで非難されない。</p> <p>子どもも両親や親族、関係者を裏切ったことにならないことを理解させる</p>
2	事実を知る、情報を共有する
	<p>DV の事実経過、母親が経験してきた過去の出来事について、子どもが苦痛や恐怖を感じないで聴ける範囲内で伝える。</p> <p>家庭に起こったトラブルは子ども自身のせい、母親が無力・無能だからという思い込みの両方を解除すること。</p> <p>子どもが、自分が知っていること、経験したことを自由に話してよいという開放と体験の共有を母子と支援者で分かち合うこと。</p>
3	子どもと母親の親密性の復権と回復
	<p>子どもと母親との親密性、子どもから母に依存することを恥と感ずるように DV 加害者から仕向けられてきたことに気付かせる。</p> <p>暴力の無い親密性、養育者としての母の権威と信頼感の回復のためには、母子が共に散開している場面での共有経験が有効である。</p>
4	偏った価値観、事実認知の修正
	<p>しばしば子どもは加害者から以下のような価値観のメッセージを埋め込まれてきている</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 暴力は被害女性の責任 b. 暴力は止むを得ない解決方法 c. 暴力の加害者に責任は無い d. 他者に対して権力を持つことが安全と自尊の根拠 強いこと・優位にあることが重要 e. 女性は男性に従うべき f. 被害に遭ったことを打ち明けるのは恥 g. 女性蔑視による男らしさの定義（女々しくないこと） h. 激しい感情表現、暴力に訴えてまで表現される親密な相手への強い感情、激しい怒りの表明による周囲の状況への強い影響力と無批判・無反省な発散と緊張解放、これが真実であり、深い愛情表現であり、それなくしては人は真実の愛に至れないという直観。 <p>これらは体罰論者の男性にもしばしば共通してみられる信念・価値体系である。</p> <p>これらを解除することは子どもの将来の人生においてきわめて重要な作業となる。</p> <p>それらの価値観・信条を無批判に埋め込まれたままにしていると、何らかの親密性における感情的なトラブルが発生した時に子どもは確実に地雷を踏むような形でこれらの価値観・信条に取り込まれた反応行動を示す危険性が高い。</p>

5	母親への尊重といたわり
<p>母親はしばしば、疲弊し、精神的にもダメージを受け、困難な状態にあるため、子どもにとっていつも良き母であり続けることは難しい。そうした母の状態に対して子どもの援助者は母を常に尊重し、いたわり、尊敬する態度をとること。母の回復力を信頼すること。</p> <p>もとより、母の子どもに対する危険性、子どもの安全への脅威を母が持っていることを確認される場合には、子どもの安全は確実に確保されなければならない。</p>	
6	加害者の行為は誰にもコントロールできない（誰も責任を負えない状態）ことの理解
<p>多くの被害者は、誰かがどうにかしていたら、加害者の暴力は防げたと考えたい傾向性を示すが、DV被害に遭った子どもにおいては、加害者の加害行為は誰にもコントロールできない出来事であったと当事者全員が確認することが重要。</p>	
7	加害者からの支配下にあった時の子どもの行動の理解
<p>加害者の絶対的な支配下で、ネグレクト、気まぐれ、残酷さにさらされた時、誰しも加害者に奉仕し、加害者に気に入られようとして焦ったり、不安だったり、恐怖から怒りまでの感情を経験してきたこと、無力感から加害者の理想化が起こること、力の強いものに媚びなければ安心できない反応などの学習の気づきと解除。</p> <p>これらのことが繰り返し現れることを母にも理解させておく必要がある。</p>	
8	感情のコントロールを確立する
<p>泣く、怒る、かんしゃくを起こす、笑う 喜ぶなど、喜怒哀楽の表現、発散を抑えない。特に離婚と親権の変更の成立時、子どもは安心して、それまでに抑えていた感情を発散させる反応が起こりやすい。母親自身にもそうしたことは起こり得る。</p> <p>ただし、恐怖をおびえ起こすような反応は無視するのではなく、認知した上でよく話し合い、コントロールできるようにする必要がある。</p> <p>このプロセスの中で、子どもの母親への怒りや非難する態度をどのように扱うかは重要課題。</p>	
9	母子関係を初めとする信頼できる大人との肯定的な人間関係の経験の確保
<p>母子関係、親戚との交流、信頼できるおとなとの交流で相互にほめ合い、認め合い、助け合う肯定的な人間関係をより多く経験する。</p>	
10	安定し、安心感のある生活の確立
<p>反応性愛着障害や無統制型愛着（タイプD）の理解からすれば、子どもを驚かせる、怖がらせることは、良いこととして思いついても、余計なことであれば可能な限り避ける。</p> <p>日々の生活はできる限り、予定通り、例外なく、予告された通りに規則的に進むようにする。</p>	

山本ほか（2014）掲載の表より抜粋

母子関係のハイリスク評価尺度（子どもへの虐待のリスク評価）

表 11 開発された評価尺度を構成する項目とその配点

1. 母親の情緒・行動上の問題に関するリスク評価項目	疑いなし	疑いあり		
①家事能力の不足、家事への負担感	0点	1点	5 点 以上	
②生活リズムの乱れ	0点	1点		
③計画的な消費など金銭管理	0点	1点		
⑥生育歴に依拠するもの	0点	1点		
⑦慢性疾患や障害	0点	1点		
⑧不定愁訴など心理面での訴え	0点	1点		
⑨依存傾向	0点	1点		
⑩摂食障害傾向	0点	1点		
⑫抑うつ傾向	0点	1点		
⑬性格上の問題	0点	1点		
⑭精神状態	0点	1点		
⑮対人コミュニケーション上の問題	0点	1点		
2. 母子関係の情緒・行動上の問題に関するリスク評価項目	疑いなし	疑いあり		
①子どもへの愛着形成の困難	0点	1点		3 点 以上
②育児・養育力(知識)の不足	0点	1点		
③虐待傾向	0点	1点		
④密着、抱え込み状態	0点	1点		
⑤価値観の強要	0点	1点		
⑥母子の逆転	0点	1点		
3. 母親の心理療法の必要性	なし	あり		

「1. 母親の情緒・行動上の問題に関するリスク評価」が5点以上かつ、「2. 母子関係の情緒・行動上の問題に関するリスク評価」が3点以上で、「3. 母親の心理療法の必要性」がある場合、虐待リスクが高い。

筒井ほか（2014）表 11 より

巻末参考資料 出典一覧

■巻末参考資料 1

森川美絵ほか（平成 24 年度 厚生労働科学研究費補助金 政策科学推進研究事業「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」研究班）（2013）『『婦人相談所に勤務する職員の業務状況』及び『婦人相談所 一時保護退所ケースについて』—婦人相談所 全国調査（概要版）』国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部（研究代表者 森川美絵）2013 年 3 月。

■巻末参考資料 2

森川美絵（2014）「婦人相談所業務の相対的位置と評価の枠組み」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（H23-政策-一般-006）平成 25 年度総括・分担研究報告書。

表 4 評価カテゴリ・項目（大項目、中項目）一覧（ただし小項目を除く）

表 5 婦人相談所 評価項目一覧（「小項目」「評価の観点」等含む）

■巻末参考資料 3

阪東美智子・森川美絵（2014）「婦人相談所の一時保護を利用したケースの保護支援の特徴」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（H23-政策-一般-006）平成 25 年度総括・分担研究報告書。

表 6 ケースの属性の違いによる保護支援の特徴

表 7 一時保護の理由の違いによる保護支援の特徴

表 8 警察経由による一時保護ケースの保護支援の特徴

■巻末参考資料 4 および 5

山本恒雄・大久保牧子・永野咲・阪東美智子（2014）「DV 被害母子のケア・アフターフォロー及び児童福祉との連携の課題」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（H23-政策-一般-006）平成 25 年度総括・分担研究報告書。

■巻末参考資料 6

筒井孝子・東野定律・大野賀政昭（2014）「婦人保護施策における『リスクとしての母子関係』評価尺度の開発」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（H23-政策-一般-006）平成 25 年度総括・分担研究報告書。

表 11 開発された評価尺度を構成する項目とその配点

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
阪東美智子, 森川美絵	全国の婦人相談所の運営に関する実態調査	厚生の指標	60(12)	32-38	2013
Tsutsui,T, M Otaga, S Higashino	Factors associated with high-risk of maltreatment in mother-child relationship: Data analysis of mothers and children placed in maternal and child living support facilities	Review of Administration and Informatics	印刷中		

(学会発表)

- 森川美絵、阪東美智子「婦人相談所における保護支援実践の特徴と課題——困難事例の分析から」日本社会福祉学会 全国大会 第60回秋季大会（関西学院大学） 2012年10月20日～21日。
- 阪東美智子、森川美絵「婦人相談所の運営状況——女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」日本社会福祉学会 全国大会 第60回秋季大会（関西学院大学） 2012年10月20日～21日。
- 森川美絵、阪東美智子. 職員調査から捉えた婦人相談所の業務運営の課題—婦人保護事業における女性・母子の保護支援機能の強化にむけた研究. 日本社会福祉学会 全国大会 第61回秋季大会； 2013年9月；北海道札幌市；報告要旨集。
- 阪東美智子、森川美絵. 婦人相談所一時保護利用ケース調査から捉えた対象者の属性とその対応—婦人保護事業における女性・母子の保護支援機能の強化にむけた研究. 日本社会福祉学会 全国大会 第61回秋季大会；2013年9月；北海道札幌市；報告要旨集。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」

平成23年度～25年度 総合研究報告書

2014(平成26)年3月

発行：「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」研究班

研究代表者 国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 森川美絵

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

Tel : 048-458-6111 (代表)

